

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「広域連合」の次に「一般職の」を加える。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「以上45,000円」を「以上2,000キロメートル未満 48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

様式第1号中「所有地」を「所在地」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。